

特定非営利活動法人 School Voice Project

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 School Voice Project（以下「法人」という。）の理事の職務権限を定め、特定非営利活動法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及び法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

(代表理事)

第5条 理事のうち1人を代表理事とし、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事は、理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- 3 代表理事の職務権限は、法令、当法人の定款及び別表に掲げるものとする。
- 4 3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副代表理事)

第6条 理事のうち1人を副代表理事とし、代表理事を補佐し、法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

第3章 補則

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2024年3月25日から施行する。（2024年3月24日理事会議決）

別表 理事の職務権限

項目	代表理事	理事会	備考
理事会の招集、議長	○		
事業計画案及び予算案の作成に関する事		○	
事業報告案及び決算案の作成に関する事		○	
人事、雇用及び給与に関する事		○	
規程の作成に関する事		○	
スタッフ人事：有給スタッフ、業務委託者の採用、配属、解雇、昇格、降格	○		
支出に関する事			
1件10万円未満			事務局長もしくは事業チームリーダーが決裁する。
1件10万円以上30万円未満		事業チーム 支出の決裁	事務局支出は事務局長が決裁する。
1件50万円以上		○	
対外イベントの実施に関する事		○	
ロビイングキャンペーンの実施や大きな変更・方針に関する事		○	
事業に関する大きな変更や方針に関する事		○	
渉外に関する事		○	
福利厚生（役員含む）に関する事		○	
外部に対する文書発簡			
重要かつ緊急性の高いもの		○	
重要なもの		○	
一般事務連絡			事務局長もしくは事業チームリーダーが決裁する。